### 令和7年1月

萩·長門清掃一部事務組合議会定例会

議 案

### 議 案 目 次

件

議案番号

1	令和6年度萩・長門清掃一部事務組合一般会計補正予算(第2号)・	 •	1
2	令和7年度萩・長門清掃一部事務組合一般会計予算・・・・・・・	 •	5
3	萩・長門清掃一部事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の		
	一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 •	7
4	山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同		
	処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について	 •	9

名

# 議案第1号

# 令和6年度萩・長門清掃一部事務組合一般会計補正予算(第2号)

令和6年度萩·長門清掃一部事務組合の一般会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,091千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 311千円とする。 539, 第1条

歲入歲出 2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 予算補正」による。

令和7年1月23日提出

萩・長門清掃一部事務組合 管理者 田 中 文 夫

据7 据日头竺猫T

威人威出宁昇補止	
I K	$\prec$
K	꽳

款		補正前の予算額	補正予算額	1111111
1. 分担金及び負担金		313, 079	△ 9, 331	303, 748
	1. 分担金	313, 079	△ 9,331	303, 748
2. 使用料及び手数料		164, 955	○ 5,600	159, 355
	1. 手数料	164, 955	○ 5,600	159, 355
4. 繰越金		1	13, 448	13, 449
	1. 繰越金	1	13, 448	13, 449
5. 諸収入		32, 733	□ 1,608	31, 125
	2. 受託事業収入	32, 733	□ 1,608	31, 125
歳	合	542, 402	$\triangle$ 3, 091	539, 311

(単位:千円)

禁	通	補正前の予算額	補 正 予 算 額	11111111
2. 総務費		46, 124	13, 140	59, 264
	1. 総務管理費	46, 124	13, 140	59, 264
3. 衛生費		493, 604	$\triangle$ 16, 231	477, 373
	1. 清掃費	493, 604	$\triangle$ 16, 231	477, 373
田 樂	台	542, 402	△ 3, 091	539, 311

### 議案第2号

令和7年度萩·長門清掃一部事務組合一般会計予算

令和7年度萩・長門清掃一部事務組合一般会計予算を別冊のとおり定める ことについて、組合議会の議決を求める。

令和7年1月23日提出

萩・長門清掃一部事務組合 管理者 田 中 文 夫

### 議案第3号

萩・長門清掃一部事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正 する条例

令和7年1月23日提出

萩・長門清掃一部事務組合管理者 田 中 文 夫

### 萩・長門清掃一部事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の 一部を改正する条例

萩・長門清掃一部事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年 萩・長門清掃一部事務組合条例第1号)の一部を次のように改正する。

附則第6項及び第7項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。
  - (罰則の適用等に関する経過措置)
- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

### 議案第4号

山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する 事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について

令和7年3月31日限り田布施・平生水道企業団を脱退させ、並びに令和7年4月1日から、山口県市町総合事務組合規約(平成18年指令平18市町第815号)第3条第6号に規定する事務を共同処理する団体に下関市を加え、同条第8号に規定する事務を共同処理する団体に柳井地域広域水道企業団を加え、及び同条第9号に規定する事務を共同処理する団体に山口市を加え、並びにこれに伴い同組合規約を以下のとおり変更することについて関係地方公共団体と協議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年1月23日提出

萩・長門清掃一部事務組合 管理者 田 中 文 夫

### 山口県市町総合事務組合の規約の一部を改正する規約

別表第1中「、田布施・平生水道企業団」を削る。

別表第2の6の項中「宇部市」を「下関市(別表第3に規定する非常勤の職員に限る。)、宇部市」に改め、「、田布施・平生水道企業団」を削り、同表の8の項中「周南東部環境施設組合」の次に「、柳井地域広域水道企業団(別表第4に規定する事務に限る。)」を加え、同表の9の項中「萩市」を「山口市、萩市」に改め、同表の11の項中「、田布施・平生水道企業団」を削る。

別表第3中「

団 体	対象とする非常勤の職員
宇部市	1 地方公務員法第22条の2第1項に規定
	する会計年度任用職員
	2 宇部市嘱託職員取扱要綱の規定により任
	用された嘱託職員

」を

Γ

団体	対象とする非常勤の職員
下関市	地方公務員法第22条の2第1項に規定する 会計年度任用職員
宇部市	1 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員 2 宇部市嘱託職員取扱要綱の規定により任用 された嘱託職員

」に改める。

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4 第3条第8号に規定する事務のうち対象とする事務(第3条関係)

団体	対象とする事務
柳井地域広域水道	地方公務員法第3章第6節の2に規定する退職管理
企業団	に関する事務

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

### 令和6年度

## 一般会計補正予算説明書

(令和7年1月萩・長門清掃一部事務組合議会定例会)

一般会計補正予算(第2号)に関する説明書

### 歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

### 1. 総 括

(歳 入) (単位:千円)

款	補 正 前 の 予 算 額	補正予算額	計
1. 分担金及び負担金	313, 079	△ 9, 331	303, 748
2. 使用料及び手数料	164, 955	△ 5,600	159, 355
4. 繰越金	1	13, 448	13, 449
5. 諸収入	64, 337	△ 1,608	62, 729
歳 入 合 計	542, 402	△ 3,091	539, 311

(歳 出) (単位:千円)

				補 正	予 算 額	の財源	内 訳
款	補正前の予算額	補正予算額	計	特	定財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	加入,以
2. 総務費	46, 124	13, 140	59, 264				13, 140
3. 衛生費	493, 604	△ 16, 231	477, 373				△16, 231
歳出合計	542, 402	△ 3,091	539, 311				△3, 091

### 2. 歳 入

### (款) 1. 分担金及び負担金 (項) 1. 分担金

(単位:千円)

Ш	<b>堵て並の予</b> 質頻	補正予算額	計	節		説	明
П	畑正削り   戸舟領		рl	区 分	金額	印化	77
1. 衛生費分担金	313, 079	△9, 331	303, 748	1. 清掃費分担金	△9, 331	萩 市	△ 5, 113
						長門市	△ 4, 218
計	313, 079	△9, 331	303, 748				

### (款) 2. 使用料及び手数料 (項) 1. 手数料

1. 衛生手数料	164, 955	△5, 600	159,355 1. 清掃手数料	△5,600 ごみ焼却手数料
計	164, 955	△5, 600	159, 355	

### (款) 4. 繰越金 (項) 1. 繰越金

1. 繰越金	1	13, 448	13,449 1. 前年度繰越金	13, 448	
計	1	13, 448	13, 449		

### (款) 5. 諸収入 (項) 2. 受託事業収入

1. 衛生	E受託事業収入	32, 733	△1,608	31,125 1. 清掃受託事業収入	△1,608	阿武町可燃ごみ処理受託収入
	計	32, 733	△1,608	31, 125		

### 3. 歳 出

### (款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位:千円)

	14-				補正予算額の財源内訳			節						
	目	補正前の 予 算 額	補正予算額	計	特	定財	源	一般財源			即		説明	
		2, 3,			国県支出 金	地方債	その他				分	金額		
1	. 一般管理費	46, 043	13, 140	59, 183				13, 140			金補助交付金	13, 140	負担金 派遣職員給与費負担金 5人	
	計	46, 043	13, 140	59, 183				13, 140						

### (款) 3. 衛生費 (項) 1. 清掃費

1. 清掃工場運営費	485, 782	△15, 044	470, 738		△15, 044	12. 委託料	萩・長門清掃工場運営業務 △ 5,0 委託料(電力料金補てん 分) 焼却灰セメント原料化業務 △ 10,0 委託料
2. 施設整備費	7,822	△1, 187	6, 635		△1, 187	12. 委託料	不燃・粗大ごみ処理施設及び最終処分 場基本構想策定業務委託料
計	493, 604	△16, 231	477, 373		△16, 231		

# 参 考 資 料

### 分担金及び受託事業収入算出表

### (1) 分担金、受託事業収入の負担割合

### ①2市1町分

			人口	1割	ごみ	量割		組合
寸	体	名	R2国調人口 (人)	人口割 ①	R4年度 ごみ量実績 可燃ごみ(t)	ごみ量割 ②	均等割 ③	阿武町 負担割合 ①+②+③
一部	事務	組合(A)	77,145	0.409	24,824	0.413	0.075	(a) 0.897
四	武	町(B)	3,055	0.016	707	0.012	0.075	(d) <b>0.103</b>
		托経費 ·(A+B)	80,200	0.425	25,531	0.425	0.150	1.000

### ②2市分

	人口	割	ごみ	量割		- [. 6) [- 6
構成市名	R2国調人口 (人)	人口割 ①	R4年度 ごみ量実績 不燃・粗大ご み(t)	ごみ量割 ②	均等割 ③	2市分担金 負担割合 ①+②+③
萩 市	44,626	0.231	1,235	0.214	0.100	(f) 0.545
長門市	32,519	0.169	1,070	0.186	0.100	(g) 0.455
分担金負担割合	77,145	0.400	2,305	0.400	0.200	(e) 1.000

	人口	]割	ごみ	量割		- ( . A) [ H A	
構成市名	R2国調人口 (人)	人口割 ④	R4年度 ごみ量実績 可燃ごみ(t)	ごみ量割 ⑤	均等割 ⑥	2市分担金 負担割合 ④+⑤+⑥	分担金·受 託事業収入 負担割合
萩 市(C)	44,626	0.231	13,431	0.216	0.100	(b) 0.547	0.491
長 門 市(D)	32,519	0.169	11,393	0.184	0.100	(c) <b>0.4</b> 53	0.406
分担金負担割合 (C+D=A)	77,145	0.400	24,824	0.400	0.200	1.000	(a) 0.897

### (2) 分担金、受託事業収入の積算に必要な歳入歳出費目及び予算措置額

歳 入

(単位:千円)

款	予算現額	補正予算額	補正後予算額	2市1町	2市
2. 使用料及び手数料	164,955	△ 5,600	159,355	159,355	0
3. 財産収入	30	0	30	30	0
4. 繰越金	1	13,448	13,449	13,449	0
5. 諸収入	31,604	0	31,604	31,604	0
歳入合計	196,590	7,848	204,438		® 0

歳出

款	予算現額	補正予算額	補正後予算額	2市1町	2市
1. 議会費	1,649	0	1,649	309	1,340
2. 総務費	46,124	13,140	59,264	34,550	24,714
3. 衛生費	493,604	△ 16,231	477,373	470,738	6,635
4. 公債費	25	0	25	25	0
5. 予備費	1,000	0	1,000	1,000	0
歳出合計	542,402	△ 3,091	539,311	© 506,622	© 32,689

### (3) 分担金、受託事業収入の算出表

①2市1町分 (単位:千円)

項目	予算現額	補正予算額	補正後予算額	備考
歳出合計	514,385	△ 7,763	© 506,622	
歳入合計	196,590	7,848		
©−A=必要額	317,795	△ 15,611	① 302,184	分担金·受託事業収入算出基本額

団 体 名	予算現額	補正予算額	補正後予算額	异种联合	備	考
一部事務組合	285,062	△ 14,003	271,059	(a) 0.897	①×(a)	
萩 市	155,929	△ 7,660	148,269	(b) 0.547	②×(b)	
長門市	129,133	△ 6,343	122,790	(c) $0.453$	②×(c)	
阿武町	32,733	△ 1,608	31,125	(d) 0.103	$\bigcirc \times (d)$	
合 計	317,795	△ 15,611	① 302,184			

### (4) 分担金、受託事業収入の補正額

分扣金

<b>分担金</b> (単位:千円)							
		2市1町分	2市分	合計			
萩 市	予算現額	155,929	15,269	171,198			
秋 111	補正予算額	△ 7,660	2,547	△ 5,113			
	補正後予算額	148,269	17,816	166,085			

		2市1町分	2市分	合計
長門市	予算現額	129,133	12,748	141,881
文门川	補正予算額	△ 6,343	2,125	△ 4,218
	補正後予算額	122,790	14,873	137,663

受託事業収入

		2市1町分	合計		
阿武町	予算現額	32,733	32,733		
bн] ТЕ/ ш]	補正予算額	△ 1,608	△ 1,608		
•	補正後予算額	31,125	31,125		

①2市分 (単位:千円)

項目	予算現額	補正予算額	補正	後予算額	備	考
歳出合計	28,017	4,672	D	32,689		
歳入合計	0	0	B	0		
D-B=必要額	28,017	4,672	3	32,689	分担金算	出基本額

団 体 名	予算現額	補正予算額	補正後予算額	負担	割合
一部事務組合	28,017	4,672	32,689	(e) 1.000	$3\times (e)$
萩 市	15,269	2,547	17,816	(f) 0.545	$3\times$ (f)
長門市	12,748	2,125	14,873	(g) 0.455	$3\times (g)$
合 計	28,017	4,672	32,689		

### 令和7年度

# 一般会計予算書並びに予算説明書

萩•長門清掃一部事務組合

目 次
-----

令和7年度萩・長門清掃一部事務組合一般会計予算	
-------------------------	--

### 

会 計 別	当初予算額	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
Δ 11 //		議決	議決	議決	議決	議決
一般 会計	613,300					
合 計	613,300					

令和7年度萩•長門清掃一部事務組合一般会計予算

### 令和7年度萩・長門清掃一部事務組合一般会計予算

令和7年度萩・長門清掃一部事務組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ613,300千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。 (債務負担行為)
- 第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000千円と定める。

令和7年1月23日提出

萩・長門清掃一部事務組合 管理者 田 中 文 夫

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 分担金及び負担金		3 2 4, 8 8 1
	1. 分担金	3 2 4, 8 8 1
2. 使用料及び手数料		161,296
	1. 手数料	161,296
3. 財産収入		3 0
	1. 財産運用収入	3 0
4. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
5. 諸収入		1 2 7, 0 9 2
	1. 預金利子	1
	2. 受託事業収入	3 3, 4 6 9
	3. 雑入	93,622
歳	合 計	613,300

歳出

款	項	金額
1. 議会費		1,725
	1. 議会費	1,725
2. 総務費		5 3, 0 6 2
	1. 総務管理費	5 2, 9 8 1
	2. 監查委員費	8 1
3. 衛生費		5 5 5, 4 8 6
	1. 清掃費	5 5 5, 4 8 6
4. 公債費		2 7
	1. 公債費	2 7
5. 予備費		3,000
	1. 予備費	3,000
歳    出	合 計	6 1 3, 3 0 0

### 第2表 債務負担行為

				\ 1   <del></del>	• 1 1 1/
事項	期間	限	度	額	
小原地区飲料水供給施設維持管理・水質検査業務委託事業	令和8年度	1,200			
合 計		1,200			

一般会計予算説明書

## 歳 入 歳 出 予 算 事 項 別 明 細 書

1. 総 括

(歳 入) (単位:千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1. 分担金及び負担金	324, 881	313, 079	11, 802
2. 使用料及び手数料	161, 296	164, 955	△ 3, 659
3. 財産収入	30	30	0
4. 繰越金	1	1	0
5. 諸収入	127, 092	32, 735	94, 357
歳 入 合 計	613, 300	510, 800	102, 500

(歳 出) (単位:千円)

				本年	度 予 算	額の財	源 内 訳
款	本年度予算額	前年度予算額	比 較	特	定財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	/IJX   X-J   I/JN
1. 議会費	1, 725	1, 649	76				1, 725
2. 総務費	53, 062	46, 124	6, 938				53, 062
3. 衛生費	555, 486	462, 002	93, 484			93, 603	461, 883
4. 公債費	27	25	2				27
5. 予備費	3,000	1,000	2, 000				3,000
歳出合計	613, 300	510, 800	102, 500			93, 603	519, 697

#### 2. 歳 入

## (款) 1. 分担金及び負担金 (項) 1. 分担金

Ħ	目 本年度前年度		比較	節		説	明
H	平 牛 及	削 平 及	<b>儿</b>	区分	金額	页几	<del>1</del> 77
1. 衛生費分担金	324, 881	313, 079	11, 802	1. 清掃費分担金	324, 881	萩 市	179, 292
						長門市	145, 589
計	324, 881	313, 079	11, 802				

(単位:千円)

## (款) 2. 使用料及び手数料 (項) 1. 手数料

1. 衛生手数料	161, 296	164, 955	△ 3,659	1. 清掃手数料	161, 296	ごみ焼却手数料
計	161, 296	164, 955	△ 3,659			

(款) 3. 財産収入	(項) 1.財産	運用収入					(単位:千円)
E E	本年度	前年度	比較	節		説	明
	平 午 及	川 円 及		区 分	金額	<b>市</b> 儿	97
1. 財産貸付収入	30	30	0	1. 土地貸付収入	30 1	行政財産貸付収入	
計	30	30	0				
	(37)						
(款) 4. 繰越金	(項) 1. 繰越	·金					
1. 繰越金	1	1	0	1. 前年度繰越金	1		
計	1	1	0				
(款) 5. 諸収入	(項) 1.預金	利子					
1. 預金利子	1	1	0	1. 預金利子	1		
計	1	1	0				

(款) 5. 諸収入

(項) 2. 受託事業収入

1. 衛生受託事業収入	33, 469	32, 733	736	1. 清掃受託事業収入	33, 469	阿武町可燃ごみ処理受託収入
計	33, 469	32, 733	736			

(款) 5. 諸収入

(項) 3. 雑入

1. 雑入	93, 622	1	93, 621	1. 総務費雑入	19	雇用保険料個人負担金
				2. 衛生費雑入	93, 603	可燃ごみ代替処理業務受入金
計	93, 622	1	93, 621			

## 3. 歳 出

## (款) 1. 議会費 (項) 1. 議会費

(単位:千円)

				本 年	度の	財 源	内 訳	節		
目	本年度前	前年度	比 較	特	定 財	源	6几日子》(百		説	明
				国県支出	地方債	その他	一般財源	区 分	金 額	
1. 議会費	1, 725	1, 649	76				1, 725	1. 報酬	87 特別職非常勤職員報酬	
									議長報酬 1人	15
									副議長報酬 1人	12
									議員報酬 6人	60
								8. 旅費	1,143 費用弁償	933
									普通旅費	210
								10. 需用費	50 消耗品費	
								12. 委託料	195 会議録作成業務委託料	
								13. 使用料及び 賃借料	250 自動車借上料	
計	1, 725	1,649	76				1, 725			

## (款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

1. 一般管理費	52, 981	46, 043	6, 938		52, 981	1. 報酬	2, 311	特別職非常勤職員報酬	
								環境管理委員会委員報酬 17人	170
								会計年度任用職員報酬	
								技術参与報酬 1人	2, 141
					•	3. 職員手当等	1, 471	時間外勤務手当	550
								管理職員特別勤務手当	100
								会計年度任用職員期末・勤勉手当	821

			4.	共済費	528	職員共済組合負担金	176
						社会保険料	295
						雇用保険料	48
						労災保険料	9
			8.	旅費	147	費用弁償	137
						普通旅費	10
			9.	交際費	15	交際費	
			10.	需用費	765	消耗品費	300
						燃料費	327
						食糧費	10
						印刷製本費	50
						修繕料	78
			11.	役務費	405	通信運搬費	223
						手数料	118
						保険料	64
			12.	委託料	881	ホームページ作成更新業務委託料	300
						組合例規システム更新業務委託料	561
						健康診断事務委託料	20
			13.	使用料及び 賃借料	819	インターネット関連サービス使用 料	165
						パソコンシステムリース料	410
						複合機リース料	144
						組合例規管理システム利用料	80
						有料道路通行料	20

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費 (単位:千円)

				本 年	度(	の見	才 源	内 訳			節				
目	本年度	前年度	比 較	特	定	財	源	一般財源			川		説	明	
				国県支出金	地方位	漬 そ	その他			区	分	金 額			
									17.	備品	購入費	150	庁用器具費		100
													図書費		50
									18.	負担		45, 482	負担金		
										助及 金	び交付		山口県市町総合事務	組合負担金	10
													派遣職員給与費負担	金 5人	45, 448
													光熱水費負担金		24
									26.	公課	:費	7	自動車重量税		
計	52, 981	46, 043	6, 938					52, 981							

## (款) 2. 総務費 (項) 2. 監査委員費

1. 監査委員費	81	81	0		81	1. 報酬	16	特別職非常勤職員報酬
								監査委員(議会選出) 1人 6
								監査委員(識見を有する者) 1人 10
						8. 旅費	65	費用弁償
計	81	81	0		81			

(款) 3. 衛生費 (項) 1. 清掃費

1. 清掃工場	542, 772	454, 180	88, 592		93, 603	449, 169	8.	旅費	282	普通旅費	
運営費							10.	需用費	509	消耗品費	190
										光熱水費	60
										修繕料	259
						_	11.	役務費	83	保険料	
							12.	委託料	527, 146	萩・長門清掃工場運営業務委託料 (通常分)	331, 288
										萩・長門清掃工場運営業務委託料 (電力料金補てん分)	25, 412
										焼却灰セメント原料化業務委託料	60, 221
										焼却灰運搬業務委託料	9, 631
										運営業務モニタリングアドバイザ リー業務委託料	3, 374
										法面等草刈り業務委託料	3, 276
										排ガス水銀測定業務委託料	941
										小原地区飲料水供給施設維持管 理・水質検査業務委託料	940
										可燃ごみ代替処理業務委託料	91, 821
										小原地区飲料水供給施設配水メー ター取替業務委託料	242
							13.	使用料及び 賃借料	35	有料道路通行料	
							14.	工事請負費	13, 217	工場用水井戸リフレッシュ工事	
							18.	負担金、補 助及び交付 金	1, 500	負担金 伊賀市環境保全負担金	

## (款) 3. 衛生費 (項) 1. 清掃費

(単位:千円)

				本 年	度の	財 源	内 訳			節					
目	本年度	前年度	比 較	特	定 財	源	一般財源			川		説	È	月	
				国県支出	地方債	その他			区分	}	金 額				
2. 施設整備費	12, 714	7, 822	4, 892				12, 714	7.	報償費		488	報償金			
								8.	旅費		953	費用弁償		2	206
												普通旅費		7	747
								10.	需用費		325	消耗品費		2	263
												食糧費			12
												印刷製本費			50
								11.	役務費		126	通信運搬費			
								12.	委託料			不燃・粗大ごみ処 処分場基本構想策			
								13.	使用料质		160	自動車借上料		1	141
									貝旧代			有料道路通行料			19
								17.	備品購	入費	38	図書費			
								18.	負担金 助及び 金		9	負担金 各種会議出席負	担金		
計	555, 486	462, 002	93, 484			93, 603	461, 883								

## (款) 4. 公債費 (項) 1. 公債費

1. 利子	27	25	2		27	22. 償還金、利 子及び割引 料	27	一時借入金利子
計	27	25	2		27			

## (款) 5. 予備費 (項) 1. 予備費

1. 予備費	3, 000	1,000	2,000		3, 000	
計	3, 000	1,000	2,000		3, 000	

## 給与費明細書

## 

## 1. 特別職

区	分	職員数	糸	i <u>F</u>	j. j	<b>費</b>	共 済 費	合 計	備考
	),	机 负 奴	報酬	給 料	期末手当	計	六 切 貞	Ц рі	NHI 75
		人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	長等								
本 年 度	議員	8	87			87		87	
	その他の特別職	19	186			186		186	
	計	27	273			273		273	
	長 等								
前年度	議員	8	87			87		87	
前年度	その他の特別職	19	186			186		186	
	<del>==</del> +	27	273			273		273	
	長等								
11. <del>12.</del>	議員								
比 較	その他の 特 別 職								
	計								

## 2. 一般職

## (1) 総括表

区分	職員数		糸	<u>,</u>	<u> </u>	Ē J	費	共 済 費	合 計	備	考
	似 貝 奴	報	酬	給	料	職員手当	計	<del>八</del>	□ п	VH	7
	人		千円		千円	千円	千円	千円	千円		
本 年 度	(1) 5		2, 141			1, 471	3, 612	528	4, 140		
前年度	(1) 5		1,884			1, 607	3, 491	461	3, 952		
比較			257			△ 136	121	67	188		

備考 ( )内は、短時間勤務職員について外書きしたもの

	区 分	時間外勤務 手 当	管理職員特別 勤務手当	期末・勤勉 手 当	
		千円	千円	千円	
職員手当 の内訳	本 年 度	550	100	821	
2) 1 Jh/(	前 年 度	850	50	707	7
	比較	△ 300	50	114	1

## ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数		紿	ì	<u> </u>	<del>,</del> 5	# E	共 済 費	合計	備 考
<u> </u>	14 貝 ダ	報	酬	給	料	職員手当	# <u></u>	共 併 賃	口 則	畑 与
	人		千円		千円	千円	千円	千円	千円	
本 年 度	5					650	650		650	
前年度	5					900	900		900	
比 較						△ 250	△ 250		△ 250	

	区 分	時間外勤務 手 当	管理職員特別 勤務手当			
		千円	千円			
職員手当 の内訳	本 年 度	550	100			
021 JH/	前 年 度	850	50			
	比較	△ 300	50			

## イ 会計年度任用職員

区分	職員数		糸	<u>}</u>	<u> </u>	Ē.	費	共 済 費	合 計	備	考
	収 貝 奴	報	酬	給	料	職員手当	計	<b>共</b> 阴 复		) ) )	7
	人		千円		千円	千円	千円	千円	千円		
本 年 度	(1)		2, 141			821	2, 962	528	3, 490		
前年度	(1)		1,884			707	2, 591	461	3, 052		
比較			257			114	371	67	438		

備考 ()内は、短時間勤務職員について外書きしたもの

	区 分	期末・勤勉手当				
		千円				
職員手当 の内訳	本 年 度	821				
2) 1 Jh/(	前 年 度	707				
	比較	114				

## 債務負担行為調書

## 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

			前年度			度以降の	左		財	源内	訳
事項	ī	債務負担行為	支出(身	見込)額	支出	予定額	特	定	財	源	
Ŧ %	S.	の限度額	期間	金額	期間	金額	国県支出金	地方	債	その他	一般財源
		千円		千円		千円	千円	:	千円	千円	千円
新清掃工場整備・運営事業	(平成24年度)	12, 172, 650	平成25年度 ~令和6年度	6, 248, 472	7~16年度	5, 924, 178				1, 824, 308	4, 099, 870
パソコンシステム整備事業	(令和5年度)	2, 700	令和6年度	410	7~10年度	2, 290					2, 290
小原地区飲料水供給施設維持 管理・水質検査業務委託事業	(令和6年度)	960			7年度	960					960
同 上	(令和7年度)	1, 200			8年度	1, 200					1, 200
可燃ごみ代替処理業務委託事 業	(令和6年度)	77, 229			7年度	77, 229					77, 229
不燃・粗大ごみ処理施設及び 最終処分場基本構想策定業務 委託事業	(令和6年度)	16, 500			7年度	16, 500					16, 500
合 計		12, 271, 239		6, 248, 882		6, 022, 357				1, 824, 308	4, 198, 049

# 参考資料

## 分担金及び受託事業収入負担割合表

#### (1)焼却施設に要する費用で2市1町が負担する分担金、受託事業収入の負担割合

	人口	割	ごみ	量割	<b>4</b> 5次字(	組合•阿武町
団 体 名	R2国調人口 (人)	人口割 ①	R5年度 ごみ量実績 可燃ごみ(t)	ごみ量割 ②	均等割 ③ 	<b>負担割合</b> ①+②+③
萩·長門清掃一部事務組合(A)	77,145	0.409	24,137	0.413	0.075	0.897
阿 武 町(B)	3,055	0.016	675	0.012	0.075	0.103
事務委託経費負担割合(A+B)	80,200	0.425	24,812	0.425	0.150	1.000

	人口:	割	ごみ	量割	护然中心	2市分担金	分担金·受託
構成市名	R2国調人口 (人)	人口割 ④	R5年度 ごみ量実績 可燃ごみ(t)	ごみ量割 ⑤	均等割 ⑥	<b>負担割合</b> ④+⑤+⑥	事業収入 負担割合
萩 市(C)	44,626	0.231	13,375	0.222	0.100	0.553	0.496
長 門 市(D)	32,519	0.169	10,762	0.178	0.100	0.447	0.401
分担金負担割合(C+D=A)	77,145	0.400	24,137	0.400	0.200	1.000	0.897

### (2)ごみ処理施設(焼却施設を除く)及び最終処分場に要する費用で2市が負担する分担金の負担割合

	人口	当割	ごみ量割		均等割	2市分担金	
構成市名	R2国調人口 (人)	人口割 ①	R5年度 ごみ量実績 不燃・粗大ごみ(t)	ごみ量割 ②	以 (3)	<b>負担割合</b> ①+②+③	
萩 市	44,626	0.231	1,165	0.211	0.100	0.542	
長 門 市	32,519	0.169	1,039	0.189	0.100	0.458	
分担金負担割合	77,145	0.400	2,204	0.400	0.200	1.000	

## 分担金及び受託事業収入算出表

#### (1)分担金、受託事業収入の積算に必要な歳入歳出費目及び予算措置額

歳入 (単位:千円)

款	予算額	2市1町負担分	2市負担分
2. 使用料及び手数料	161,296	161,296	0
3. 財産収入	30	30	0
4. 繰越金	1	1	0
5. 諸収入(預金利子・雑入)	93,623	93,623	0
歳入合計	254,950	(A) 254,950	<b>B</b> 0

#### (2)分担金、受託事業収入の算出方法

①焼却施設に要する費用で2市1町が負担する分担金、受託事業収入

(単位:千円)

項目	予算額		備考
歳出合計	©	579,889	
歳入合計	A	254,950	
歳出合計一歳入合計=必要額 © A	1	324,939	分担金•受託事業収入算出基本額

団 体 名	予算額	当初予算 負担割合	備考
一部事務組合	<b>2</b> 291,470	(a) 0.897	$\textcircled{1} \times (a)$
萩 市	161,183	(b) 0.553	②×(b)
長門市	130,287	(c) 0.447	②×(c)
阿武町	33,469	(d) 0.103	$1\times(d)$
合 計	① 324,939		

#### 歳出

(単位:千円)

款	予算額	2市1町負担分	2市負担分
1. 議会費	1,725	385	1,340
2. 総務費	53,062	33,705	19,357
3. 衛生費	555,486	542,772	12,714
4. 公債費	27	27	0
5. 予備費	3,000	3,000	0
歳出合計	613,300	© 579,889	© 33,411

#### ②ごみ処理施設(焼却施設を除く)及び最終処分場に要する費用で2市が 負担する分担金

(単位:千円)

項目	予算額		備考
歳出合計	<b>D</b>	33,411	
歳入合計	B	0	
歳出合計一歳入合計=必要額 ①	3	33,411	分担金算出基本額

団 体 名	予算額	当初予算 負担割合	備考
一部事務組合	33,411	(e) 1.000	$3\times (e)$
萩 市	18,109	(f) 0.542	$3\times (f)$
長門市	15,302	(g) 0.458	$3\times (g)$
合 計	33,411		

## 令和7年1月

萩·長門清掃一部事務組合議会定例会 議案参考資料

## 議 案 参 考 資 料 目 次

1	議案第2号	令和7年度萩・長門清掃一部事務組合一般会計予算・・・・・1
2	議案第3号	萩・長門清掃一部事務組合個人情報の保護に関する法律施
		行条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・5
3	議案第4号	山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減
		少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴
		う規約の変更について・・・・・・・・・・・・7

#### 議案第2号参考資料

令和7年度萩・長門清掃一部事務組合一般会計予算の概要

#### 1 萩・長門清掃工場運営業務委託料 356,700千円①+②

- (1)運営業務委託契約条項による単価等見直し後の令和7年度業務委託費(通常分)
  - ○運営業務委託料の根拠となるごみ搬入予定量は、令和6年度の搬入見込量から、**26,000t**(令和6年度 26,000t)と推計
  - ○㈱はないろとの運営業務委託契約第43条による委託料見直しについては、毎年 10月1日時点の下記評価指標と前回改定時の同指標を比較し、±3%以上の変動が あった場合、その変動率を翌年度の業務委託費に反映
    - ・人件費についての評価指標 厚生労働省による「毎月勤労統計調査」の賃金指数の対前回改定時比 ⇒+5.262397857% ±3%を超える変動があったため固定費改定あり
    - ・人件費以外についての評価指標 日銀調査統計局による「企業向けサービス価格指数の総平均」と「企業物価指数の総平均」の対前回改定時比

⇒+2.068345324% ±3%以内のため改定なし

<u>固定費</u>: 人件費 105, 525, 000 円(従前単価)×1. 052623979=<u>111, 078, 145 円</u>・・改定あり 人件費以外 138, 274, 089 円・・改定なし

変動費:1,993円/t×26,000t=51,818,000円・・改定なし

委託料(通常分): (249, 352, 234 円 + 51, 818, 000 円)×1. 1=**331, 287, 257 円①** 

(2) 令和 4 年度に締結した覚書に基づく近時のエネルギー価格の動向による電力料金 高騰への対応 (電力料金補てん分)

運営業務委託契約第43条により、当初事業計画処理量の電力基本料金及び電力量料金に併せ、「燃料費調整額」と「再生可能エネルギー発電促進賦課金」を積算対象に加え、令和6年度における従来の積算方法との差額を令和7年度において精算するもの。 (消費税込)

	改定前	⇒ 改定後
電力基本料金	11, 310, 708 円	7, 488, 624 円
電力量料金	41, 219, 406 円	62, 905, 518 円
燃料費調整額	_	$\triangle 2,460,363$ $\boxminus$
再生可能エネルギー発電促進賦課金		10,007,696 円
	52, 530, 114 円	77, 941, 475 円

委託料(電力料金補てん分): 77,941,475円-52,530,114円=25,411,361円②

## 2 焼却灰セメント原料化業務委託料 60,221千円

主灰・飛灰を周南市にある山口エコテック㈱においてセメントの原料として再利用

#### するための業務委託費

令和7年度の焼却灰排出予定量は、焼却炉補修工事期間中、場外搬出するごみ量を 差し引いて焼却灰排出予定量を積算

なお 1t あたりの処理単価は、焼却灰処理価格改定により対前年度、主灰 101.9%、 飛灰 102.0%と上昇

- ○主灰排出量 1,300t
  - ・セメント原料化委託料 38,784 千円 27,200 円/t×1,290t×1.1=38,596,800 円
  - ・セメント化異物選別費 187 千円 17,000 円/t× 10t×1.1= 187,000 円
- ○飛灰排出量 480t
  - ・セメント原料化委託料 21,437 千円 40,600 円/t× 480t×1.1=21,436,800 円

#### 3 焼却灰運搬業務委託料 9,631千円

主灰・飛灰を周南市にある山口エコテック㈱まで運搬する業務委託費

- ○主灰運搬業務委託料 4,967 千円 主灰排出量 1,290t に対する運搬予定量 10.0t/台 129 台 35,000 円/台×129 台×1.1=4,966,500 円
- ○飛灰運搬業務委託料 4,664 千円飛灰排出量 480t に対する運搬予定量 4.5t/台 106 台 40,000 円/台×106 台×1.1=4,664,000 円

#### 4 可燃ごみ代替処理業務委託料ほか 93,603千円

萩・長門清掃工場焼却炉補修工事期間中に発生する可燃ごみの一部を県内他市の 焼却施設で代替処理を委託する。DBO契約に基づく補修工事であるため、費用は、 すべてカナデビア(株)が負担する。

○可燃ごみ代替処理業務委託料 91,821 千円

委託先	月	数量(トン)	委託料 (千円)
下関市	5~9月	3, 654	
宇部市	4~5月	4 3 4	91,821
岩国市	4~5月	470	
合 計		4, 558	91,821

- ○旅費(伊賀市事前協議ヒアリング普通旅費) 282 千円
- ○負担金 (伊賀市環境保全負担金 1,000 円/t×1,500 t) 1,500 千円

#### 5 不燃・粗大ごみ等処理施設及び最終処分場整備事業 11,434千円

○不燃・粗大ごみ処理施設及び最終処分場基本構想策定業務委託料 10,615 千円 萩・長門清掃一部事務組合及び萩市、長門市が管理・運営する一般廃棄物(ごみ)処 理施設について、今後必要となる施設整備を実施するための基本構想を策定する。

また、最終処分場等の施設整備の候補地検討のために必要となる委員会運営の技術的支援等を行う。

#### 業務期間

・令和6年度~令和7年度(2ヵ年業務)

#### 業務内容

- ・ごみ処理施設整備基本構想
- 最終処分場等候補地選定
- · 委員会支援

#### 委託料

・総額 16,500 千円 令和 6 年度 5,885 千円 令和 7 年度 10,615 千円

#### ○候補地検討委員会 819 千円

候補地選定過程の透明性及び客観性を確保するため検討委員会を設置するもの 委員会必要経費

- ・報償費(委員報償金)488千円
- ・旅費(委員費用弁償)206千円
- ・使用料及び賃借料(委員視察バス借上料)125千円

#### 議案第3号参考資料

萩・長門清掃一部事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例 新旧対照表

新

# **附則** 1~5 (略)

- 6 旧実施機関の職員若しくは職員であった者、旧 実施機関から委託を受けて個人情報を取り扱う業 務に従事している者若しくは従事していた者が、 正当な理由がないのに、施行日前において旧実施 機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記 録された公文書であって、一定の事務の目的を達 成するために特定の保有個人情報を電子計算機を 用いて検索をすることができるように体系的に構 成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加 工したものを含む。)を施行日以後に提供したと きは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に 処する。
- 7 前項に規定する者が、その業務に関して知り得た施行目前において旧実施機関が保有していた個人情報であって、公文書に記録されたものを施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

8 • 9 (略)

#### 附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。 (罰則の適用等に関する経過措置)
- 2 この条例の施行前にした行為の処罰について は、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第12条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第12条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)が含まれるときは、当該

旧

#### 附則

#### $1\sim5$ (略)

- 6 旧実施機関の職員若しくは職員であった者、旧実施機関から委託を受けて個人情報を取り扱う業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された公文書であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索をすることができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を施行日以後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 7 前項に規定する者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた個人情報であって、公文書に記録されたものを施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

8 • 9 (略)

新	旧
刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及 び短期を同じくする有期拘禁刑とする。	

新

#### 別表第1

組合を組織する地方公共団体(第2条関係)

山口県内の全市町、周南地区福祉施設組合、玖 珂地方老人福祉施設組合、周東環境衛生組合 \_\_\_\_、熊南総合事務組合、

周南地区衛生施設組合、柳井地区広域消防組合、光地区消防組合、岩国地区消防組合、周南東部環境施設組合、柳井地域広域水道企業団、山口県市町総合事務組合、山口県後期高齢者医療広域連合、萩・長門清掃一部事務組合、宇部・山陽小野田消防組合

別表第2 組合の共同処理する事務と地方公共団体 (第3条関係)

(第3条関係)	
共同処理する 事務	共同処理する団体
1 略	略
2 略	略
3 略	略
4 略	略
5 略	略
6 第3条第	下関市(別表第3に規定する
6 号に規定	非常勤の職員に限る。)、宇部
する事務	市(別表第3に規定する非常勤
	の職員に限る。)、山口市(別
	表第3に規定する非常勤の職
	員に限る。)、防府市、下松
	市、岩国市、光市、長門市、
	柳井市、美袮市、周南市、山
	陽小野田市(別表第3に規定す
	る非常勤の職員に限る。)、周
	防大島町、和木町、上関町、
	田布施町、平生町、阿武町、
	周南地区福祉施設組合、玖珂
	地方老人福祉施設組合、周東
	環境衛生組合
	、熊南総合事務組
	合、周南地区衛生施設組合、
	柳井地区広域消防組合、光地
	区消防組合、岩国地区消防組
	合、周南東部環境施設組合、

#### 別表第1

組合を組織する地方公共団体(第2条関係)

山口県内の全市町、周南地区福祉施設組合、玖 珂地方老人福祉施設組合、周東環境衛生組合、 田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、 周南地区衛生施設組合、柳井地区広域消防組 合、光地区消防組合、岩国地区消防組合、周南 東部環境施設組合、柳井地域広域水道企業団、 山口県市町総合事務組合、山口県後期高齢者医 療広域連合、萩・長門清掃一部事務組合、宇 部・山陽小野田消防組合

別表第2 組合の共同処理する事務と地方公共団体 (第3条関係)

共同処理する 事務	共同処理する団体
1 略	略
2 略	略
3 略	略
4 略	略
5 略	略
6 第3条第	
6号に規定	宇部
する事務	市(別表第3に規定する非常勤
	の職員に限る。)、山口市(別
	表第3に規定する非常勤の職
	員に限る。)、防府市、下松
	市、岩国市、光市、長門市、
	柳井市、美袮市、周南市、山
	陽小野田市(別表第3に規定す
	る非常勤の職員に限る。)、周
	防大島町、和木町、上関町、
	田布施町、平生町、阿武町、
	周南地区福祉施設組合、玖珂
	地方老人福祉施設組合、周東
	環境衛生組合 <u>、田布施・平生</u>
	水道企業団、熊南総合事務組
	合、周南地区衛生施設組合、
	柳井地区広域消防組合、光地
	区消防組合、岩国地区消防組
	合、周南東部環境施設組合、

	柳井地域広域水道企業団、山		柳井地域広域水道企業団、山
	口県市町総合事務組合、山口		口県市町総合事務組合、山口
	県後期高齢者医療広域連合		県後期高齢者医療広域連合
7 略	略	7 略	略
, .	··		
	宇部市、萩市、下松市、光	8 第3条第	
	市、長門市、柳井市、美祢	8号に規定	市、長門市、柳井市、美祢
する事務	市、山陽小野田市、周防大島	する事務	市、山陽小野田市、周防大島
	町、和木町、上関町、田布施		町、和木町、上関町、田布施
	町、平生町、阿武町、周南地		町、平生町、阿武町、周南地
	区福祉施設組合、玖珂地方老		区福祉施設組合、玖珂地方老
	人福祉施設組合、周東環境衛		人福祉施設組合、周東環境衛
	生組合、熊南総合事務組合、		生組合、熊南総合事務組合、
	周南地区衛生施設組合、柳井		周南地区衛生施設組合、柳井
	地区広域消防組合、光地区消		地区広域消防組合、光地区消
	防組合、周南東部環境施設組		防組合、周南東部環境施設組
	合、柳井地域広域水道企業団		合
	(別表第4に規定する事務に		
	- 限る。)、山口県市町総合事		、山口県市町総合事
	務組合、山口県後期高齢者医		———   務組合、山口県後期高齢者医
	療広域連合、萩・長門清掃一		療広域連合、萩・長門清掃一
	部事務組合、宇部・山陽小野		部事務組合、宇部・山陽小野
	田消防組合		田消防組合
9 第3条第	山口市、萩市、下松市、光	9 第3条第	萩市、下松市、光
	市、長門市、柳井市、美祢	9号に規定	
する事務	市、周南市、山陽小野田市、	する事務	   市、周南市、山陽小野田市、
	周防大島町、和木町、上関		   周防大島町、和木町、上関
	町、田布施町、平生町、阿武		   町、田布施町、平生町、阿武
	町		
10 略	略	10 略	略
11 第 3 条第	山口県内の全市町、周南地区	11 第 3 条第	山口県内の全市町、周南地区
11 号に規定	福祉施設組合、玖珂地方老人	11 号に規定	福祉施設組合、玖珂地方老人
する事務	福祉施設組合、周東環境衛生	する事務	福祉施設組合、周東環境衛生
, 3, 1, 1, 1, 1	組合	, , , , ,	組合、田布施・平生水道企業
	、熊南総合事務組合、周南		団、熊南総合事務組合、周南
	地区衛生施設組合、柳井地区		地区衛生施設組合、柳井地区
	広域消防組合、光地区消防組		広域消防組合、光地区消防組
	合、岩国地区消防組合、周南		合、岩国地区消防組合、周南
	東部環境施設組合、柳井地域		T. 石區地区情况組合、内部   東部環境施設組合、柳井地域
	広域水道企業団、山口県市町		宋
	総合事務組合、萩・長門清掃		
	一部事務組合、宇部・山陽小		心日事伤組日、秋 及门預师   一部事務組合、宇部・山陽小
	野田消防組合		
1			

## 別表第3 第3条第6号に規定する事務の対象とす 別表第3 第3条第6号に規定する事務の対象とす る非常勤の職員(第3条関係)

団体	対象とする非常勤の職員
下関市	地方公務員法第22条の2第1項に規
	定する会計年度任用職員
宇部市	1 地方公務員法第22条の2第1項
	に規定する会計年度任用職員
	2 宇部市嘱託職員取扱要綱の規定に
	より任用された嘱託職員
山口市	地方公務員法第22条の2第1項に規
	定する会計年度任用職員
山陽小	地方公務員法第22条の2第1項に規
野田市	定する会計年度任用職員

## 別表第4 第3条第8号に規定する事務のうち対象 とする事務(第3条関係)

団体	対象とする事務
柳井地域広	地方公務員法第3章第6節の2に
域水道企業	規定する退職管理に関する事務
<u>可</u>	

## る非常勤の職員(第3条関係)

271 11232 - 1907 (NA - NADADIA)		
団 体	対象とする非常勤の職員	
(新設)		
宇部市	1 地方公務員法第22条の2第1項	
	に規定する会計年度任用職員	
	2 宇部市嘱託職員取扱要綱の規定	
	により任用された嘱託職員	
山口市	地方公務員法第22条の2第1項に	
	規定する会計年度任用職員	
山陽小	地方公務員法第22条の2第1項に	
野田市	規定する会計年度任用職員	

#### (新設)

#### 令 和 7 年 1 月

#### 萩 • 長門清掃一部事務組合議会定例会管理者報告事項

#### 1. 萩・長門清掃工場「はなもゆ」の管理運営状況について

○ 焼却炉の補修工事につきまして、ご報告いたします。

1号炉、2号炉の再燃焼室、ガス冷却室を更新する補修工事に関しましては、去る1月6日から工事が開始されました。

この工事は、カナデビア株式会社が、清掃工場開設当初の維持管理契約に基づき、今後25年間程度は続く施設の稼働期間を考慮し、通常の維持管理の一環として実施されるものです。

工事内容といたしましては、ケーシングクラックが生じている再燃焼室、ガス冷却室それぞれの上部を切断・撤去し、新製部品への取り替えや内部耐火材の更新を行い、竣工時の性能・品質に復旧することを目指すもので、1炉あたり約9か月間を見込み、令和8年9月までを工期としております。

○ この工事期間中は、補修を行う1炉が休炉となり清掃工場のごみ 焼却量が半減することから、焼却処理のできない可燃ごみを外部で 代替処理していただく必要がございます。

このため、私と副管理者である江原長門市長からの市長要請等により、本年9月までの第1期工事期間中は、処理できないごみ量の大半にあたる1日あたり約28トンの可燃ごみを下関市、岩国市及び宇部市のご協力により代替処理していただけることとなり、1月24日から下関市への搬出が始まります。

また、残る一部の可燃ごみにつきましては、萩市内にございますジェムカ株式会社のご協力により焼却処理していただきます。

○ この度の他市での代替処理に関しましては、一般廃棄物の地域内 処理が原則となっている中、自治体間の相互協力の観点からご承諾 された各市に改めて感謝の意を表する次第であります。

#### 2. 最終処分場等の新規整備に係る検討状況について

- 最終処分場等の新規整備に関しましては、現在、萩市及び長門市 における全てのごみ処理施設の現状を精査しているところでありま す。今後は、令和7年度末の基本構想の策定に向けて、将来の共同 処理に必要な施設整備について検討を行ってまいります。
- また、この基本構想の策定と併せて、令和7年度からは、最終処分場等の立地場所の候補地についても検討に着手いたします。

候補地の検討にあたりましては、選定過程における透明性と客観性を確保するために学識経験者や市民等で構成する検討委員会を設けることとしており、本定例会に関連予算案を提出しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

#### 3. 令和7年度の予算概要について

○ 令和7年度の一般会計当初予算は6億1,330万円、対前年度 1億250万円、20.1%の増加となりました。

増加の主な要因は、焼却炉補修工事期間中における可燃ごみの代替処理に要する委託料などで9,360万3千円を歳出予算に計上し、これに伴うカナデビア株式会社からの受け入れ金を歳入予算に計上したことによるものです。

○ 令和7年度におきましても経費の削減に努めつつ、市民生活に支 障が生じないよう萩・長門清掃工場の適正な維持管理、運営に取り 組むとともに、引き続き、最終処分場等の整備に向けた準備を進め てまいります。 令 和 7 年 1 月

## 萩·長門清掃一部事務組合議会定例会議案説明 (議案第1号~議案第4号)

まず議案第1号 令和6年度萩・長門清掃一部事務組合一般会計補正予算(第2号)でありますが、これは歳入歳出それぞれ309万1千円を減額し、予算の総額を5億3,931万1千円とするものであります。

歳入予算補正では、ごみ焼却手数料 5 6 0 万円を減額し、併せて前年度繰越金 1,344万8千円の計上、歳出予算補正では、派遣職員給与費負担金について 1,314万円の増額、萩・長門清掃工場の運営に関する業務委託費及び焼却灰 セメント原料化業務委託料について1,504万4千円の減額であります。

これにより、萩市、長門市からの分担金933万1千円及び阿武町からの可燃 ごみ処理受託収入160万8千円を減額するものであります。

次に**議案第2号 令和7年度萩・長門清掃一部事務組合一般会計予算**について ご説明申し上げます。

一般会計当初予算は、歳入歳出それぞれ6億1,330万円を計上いたしました。これは、前年度予算額に比べ1億250万円の増額ではありますが、うち9,360万3千円については、焼却炉補修工事に伴う費用として、カナデビア株式会社が負担することから、同額を歳入で受け入れるものであります。

歳出予算の主なものは組合運営にかかる一般事務経費のほか、第3款衛生費では萩・長門清掃工場運営業務委託料3億5,670万円などの清掃工場運営にかかる経費に併せ、不燃・粗大ごみ処理施設及び最終処分場基本構想策定業務委託料1,061万5千円の計上であります。

これに対して歳入予算の主なものは、自主財源として第2款使用料及び手数料で、ごみ焼却手数料1億6,129万6千円を見込み、歳出予算に不足する部分の財源として第1款分担金及び負担金3億2,488万1千円と第5款諸収入で阿武町からの受託事業収入3,346万9千円を計上するものであります。

次に**議案第3号 萩・長門清掃一部事務組合個人情報の保護に関する法律施行 条例の一部を改正する条例**でありますが、これは刑法等の一部改正に伴い、「懲 役」の文言を「拘禁刑」に改めるため、所要の改正を行うものであります。

次に議案第4号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更についてでありますが、これは構成団体の減少等に伴い、同組合の規約を変更することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。